国民健康保険税改定のお知らせ

■令和3年度の保険税率改定について

令和3年度の国民健康保険税については、愛知県が市町村に示す標準保険料率を参考に改定を 行いました。

区分	医療給付費分*1		後期高齢者支援金分*2		介護納付金分*3	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	5.32%	5.57%	1.96%	2.11%	1.58%	1.78%
資産割	13.8%	9.2%	3%	2%	4.2%	2.8%
均等割	25,700円	25,400円	8,100円	8,600円	9,700円	10,100円
平等割	19,200円	18,600円	6,100円	6,300円	5,400円	5,400円

- ※1 被保険者の医療費に充てられます。 ※2 後期高齢者医療制度の支援金に充てられます。
- ※3 介護保険料にあたるもので、40歳以上65歳未満の被保険者にご負担いただきます。

■保険税軽減適用基準の改正について

国の基準に合わせて、令和3年度以降の均等割額と平等割額の軽減適用基準を改正しました。

7割軽減	改正前	前年の合計所得金額が、【33万円】以下の世帯
	改正後	前年の合計所得金額が、【43万円+10万円×(給与所得者等の数*1-1)】 以下の世帯
5割軽減	改正前	前年の合計所得金額が、【33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数*²)】以下の世帯
	改正後	前年の合計所得金額が、【43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数*²)+ 10万円×(給与所得者等の数*¹-1)】以下の世帯
2割軽減	改正前	前年の合計所得金額が、【33万円+(52万円×世帯の被保険者数*²)】以下の世帯
	改正後	前年の合計所得金額が、【43万円+(52万円×世帯の被保険者数*²)+ 10万円×(給与所得者等の数*¹-1)】以下の世帯

- 給与所得者等の数は給与所得者及び公的年金等に係る所得者をいいます。 **※**1
- ※2 世帯の被保険者数には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。

問合先 保険医療課 ☎444·3168 FAX443·3555

||広報あま||令和3年度の市民記者が決定し

地域の身近な話題や行事などを取材して、市民の目線で記事を作成する、市民記者の皆さんを ご紹介します。市民の皆さんも、市民記者の取材にご協力ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響のため、市民記者ライターレポートは休刊になる場合があ ります。



ペンネーム「博士タロウ」



純子さん ペンネーム「焼き明太子」 一本でも多く記事が書けるよう頑 まちの魅力を深く探り、誌面を通 張ります!令和3年もあま市の魅して市民の皆様におすそ分けがで 力発見のお手伝いができましたら。 きればと思います。



原 絹代さん ペンネーム「Silky」 まだまだ知らないこと、人がいっ ぱい! あま市探検を皆さんと楽しみます! 思っています。



五大院 明美さん ペンネーム「あみゅし [すごいぞ!あま市]など、みなさ まに元気と笑顔をお届けしたいと

一緒に取材してみませんか?

問合先 企画政策課 ☎444·1712 FAX444·0982

4